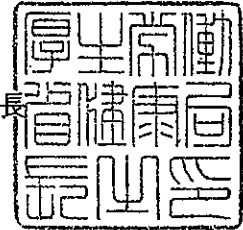


健発第1126005号

平成20年11月26日

各 { 都道府県知事  
政令市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長



## 生活習慣病予防週間の実施について（依頼）

生活習慣病予防対策の推進に当たっては、かねてより御協力をいただいているところですが、平成21年2月1日から同月7日までの一週間を生活習慣病予防週間とし、別添「平成20年度生活習慣病予防週間実施要綱」に基づき実施するので、格段の御配慮をお願いします。

本週間は、国民に対して生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を重点的に実施することにより、生活習慣病予防対策の一層の推進を図ることに重点を置いて実施することとしておりますので、本週間の趣旨に御賛同の上、主催者として普及啓発に御協力をお願いします。

また、都道府県におかれましては、管内市町村及び関係団体に対する周知についても併せてよろしくをお願いします。

なお、平成21年度以降については、健康増進法（平成14年法律第103号）第7条に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第195号）第6の2により定められた毎年9月の健康増進普及月間（平成20年7月24日健康局長通知）として実施することとし、生活習慣病予防週間は廃止することといたしましたのでご承知おきください。